

令和8年度市政PRテレビ広報番組制作放送業務委託事業者選考要領

1 趣旨

市民に対して、広く市政をPRするとともに市政に対する理解や関心を深めるため、「市政PRテレビ広報番組」を制作し、放送する。

委託業者の選定に当たっては、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した受託者を下記の要領で選考する。

2 選考者

選考審査は以下の5名で行う。

- (1) 広聴広報・シティプロモーション課長
- (2) 広聴広報・シティプロモーション課長補佐
- (3) 広聴広報・シティプロモーション課 広報係長
- (4) 広聴広報・シティプロモーション課員
- (5) 高松市広報アドバイザー

3 応募書類

事業受託のための申請書類は、「令和8年度市政PRテレビ広報番組制作放送業務プロポーザル実施要領」に定める。

4 選考方法

受託者の選考は、提出書類を用いた書類審査とし、以下のとおり行う。

- (1) 選考者は、応募書類等の記載内容を評価し、「令和8年度市政PRテレビ広報番組制作放送業務に係る採点表」に「5」を最上位とし、評価項目ごとに、5点（非常に優れている）、4点（優れている）、3点（標準的）、2点（やや劣る）、1点（特に劣る）、0点（評価内容を満たしていない場合）の6段階で記入する。

ただし、採点方法について、採点表に別途指示がある項目については、この限りではない。

- (2) 各採点表を集計し、得点の高かった1事業者を選出する。
- (3) 得点と同数となった場合は、該当事業者の中から選考者の協議により決定する。
- (4) 応募事業者が1事業者であった場合は、総得点の6割以上を獲得した場合に、契約候補者とする。

5 選定結果の公表

選定の審議内容及び経過については非公開とし、受託者（候補者）の決定後、市ホームページ上において、選定結果（事業者名等）を公開する。